慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	遣隋使と仏教
Sub Title	
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.1/2 (1975. 12) ,p.34- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19751200-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

遣隋使と仏教

隋書倭国伝に大業三（六〇七）年の遣使朝貢について、

使者曰、聞海西菩薩天子重興仏法、故遣朝拝、兼沙門数十人来学仏法、

とみえているが、これは文帝仁寿元（六〇一）年六月十三日の隋国立舎利塔詔の冒頭部分と語句合致することが注目される。

朕帰依三宝、重興聖教、（広弘明集一七）

倭国側は隋のこの詔についてすでに伝え知っており、遣隋使に付して沙門数十人を送り仏法を学ばしめようとしたのであろう。

また、菩薩天子とあるについても、皇帝菩薩観は梁武帝以来のことであるが、隋文帝も大行菩薩国王（歴代三宝紀一二）と称せられたので、これらの中国皇帝の動静を知っての呼称であったろう。

さて、仁寿立舎利塔詔の伝聞の経緯についてであるが、六〇一年――六〇七年の間に遣隋使派遣のことはなかったから、半島諸国を経由して伝えられたのであろう。広弘明集の該詔の後に、

高麗・百済・新羅三国使者将還、各請一舎利、於本国起塔供養、詔並許之、

ともみえている。

いま日本書紀によれば、推古天皇十年十月条の百済僧観勒の来朝、同年閏十月条の高麗僧僧隆・雲聡の来帰、十三年四月条の高麗国大興王の黄金貢上などが見えるから、そのいずれかによって伝聞されたものと思われる。

それはともかくとして、推古朝の仏教を考える際に、現実には多く半島諸国を経由しながらも、前述の中国仏教への直接的関心の深さが考慮されてよいはずであろう。ひいてはそれが一要因となって遣隋使を派遣することにもなったといわれよう。

（志水　正司）